

公益財団法人臨床研究奨励基金定款

昭和 59 年 3 月 10 日 設立

平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人臨床研究奨励基金 (The Clinical Research Promotion Foundation) と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、医学・医療、生命科学に関する学術研究や技術開発、学術集会や市民啓発活動等、関連領域の人材育成及び国際交流を助成、支援、推進することによって、学術及び科学技術の振興、人々の健康維持と増進、公衆衛生の向上、地域社会の健全な発展、そしてより良い社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医学・医療、生命科学に関する学術研究や技術開発に対する助成
- (2) 医学・医療、生命科学に関する学術集会や社会啓発活動等に対する助成
- (3) 医学・医療、生命科学に関する人材育成及び国際交流に対する助成
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 財産及び会計

(財産の種類)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産、特定資産およびその他の財産の 3 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠の財産として、理事会及び評議員会で定めた財産であり、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において、その他の財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときには、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

4 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の議決により用途を特定の目的に制約した財産は特定資産として管理する。

5 基本財産及び特定資産以外の財産をその他の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第 7 条 この法人の財産は、理事長の命を受けて専務理事が管理し、その方法は理事会で別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の

閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

(選任及び解任等)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一つにする

者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
（任期）
- 第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
 - 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
（報酬等）
- 第 14 条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産の増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 17 条 評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要に応じて開催する。

（招集）

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第 19 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

（議長）

第 20 条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選により選任し、その者の任期中は、これに当たるものとする。

（定足数）

第 21 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合について、その提案について、決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合においてその事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が、この議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 12 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、2 名以内を法人法上の代表理事とする。代表理事が 2 名の場合は、会長及び理事長とし、1 名の場合は理事長とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2 名以内を法人法上の業務執行理事とし、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。

(選任等)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることがあってはならない。

4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なく監督官庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。また理事長に事故があるとき又は理事長

が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受けてその業務を掌理する。また会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び理事長の意を受け、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、その業務を分担執行、また代行する。
- 6 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使するものとする。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号のほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第36条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長が招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

開催日の1週間前までに、全理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事全員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事、業務執行理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会の設置等)

第43条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により次の委員会を設置する。

(1) 助成審議委員会

(2) その他理事会が必要と認めた委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議による。

4 職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第10章 顧問

(顧問)

第45条 この法人に、必要に応じて、1名以上3名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問の報酬は無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用は弁償することができる。

第11章 会員

(会員)

第46条 この法人の趣旨に賛同し、後援する団体又は個人を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第12章 定款の変更及び解散 (定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 情報公開及び個人情報の保護 (情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、財務資料などを積極的に公開するものとする。

2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第14章 公告の方法 (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第15章 補則 (委任)

第54条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記をしたときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

遠藤 泰昭
関 信介
原 寿郎

向坂 彰太郎
戸田 康一郎
平島 孝三郎

坂本 雅子
馬場崎 紀文

- 4 この法人の最初の代表理事は次に掲げる者とする。
代表理事（理事長） 鎌田 迪貞

昭和 59 年 3 月 福岡県認可
平成 25 年 4 月 内閣府認可
平成 27 年 5 月 11 日変更